

令和2年12月10日

令和3年度税制改正に関する証券関係三団体談話

日本証券業協会 会長 鈴木 茂 晴
投資信託協会 会長 松 谷 博 司
全国証券取引所協議会
(日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO) 清 田 瞭

自由民主党及び公明党において、令和3年度与党税制改正大綱が取りまとめられた。

証券・投資信託関係では、国際金融都市に向けた税制上の措置、NISA口座・特定口座をはじめ各種税務手続等のデジタル化、確定拠出年金の拠出限度額の見直し、特定口座における投資一任契約の費用計上等に係る所要の措置、レポ取引に係る利子・店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長やJリート等に係る登録免許税等の軽減措置の延長等が実現されることとなった。

今回示された措置を歓迎するとともに、御配慮いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

また、今回は措置されなかったが、損益通算範囲のデリバティブ取引への拡大及び上場株式等の相続税評価方法等の見直し・物納手続の要件緩和等については、多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、高齢社会においてリスク資産の円滑な世代間等の移転に対応する観点から、早期に必ず実現させるべき課題であると認識している。今後も、関係各方面と連携して、全力で取り組んで参る所存である。

なお、税制改正大綱の「基本的考え方」において、金融所得に対する課税のあり方の検討を行うこととされている点については、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分留意した検討をお願いしたい。

以 上